

学校職員に対する懲戒処分について

平成 26 年 6 月 20 日付けで、次のとおり、学校職員に対する懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	小学校 教諭 男性 50 歳代
	処分内容	減給 2 月（給料の 10 分の 1）
	事案概要	・ 体罰事故 平成 26 年 1 月 27 日（月）13 時 15 分頃、清掃時間中に児童に対し、教室内の床拭きを指示したが従わず、濡れた雑巾を投げつけてきたことについて、別室で厳しく指導する必要があると判断した。 しかし、児童が従わず繰り返し抵抗したことに徐々に冷静さを欠き、児童の襟首をつかんで立たせようとした際に、結果的に被害児童の首をつかんだ状態で持ち上げた。 また、当該事故について、管理職への報告を怠るとともに、保護者への対応に適正さを欠き、保護者への不信を招いた。
2	被処分者	小学校 教諭 男性 60 歳代
	処分内容	減給 1 月（給料の 10 分の 1）
	事案概要	・ 欠勤事故 当該教諭は、体調不良により出勤しなかったが、診断書の提出をせず、結果的に、3 月 4 日から 3 月 14 日まで計 9 日間、正当な理由なく欠勤した。